第7号議案

豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正について

豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月27日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

非常勤特別職の職員の名称変更等に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例

豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年豊 後大野市条例第 50 号)の一部を次のように改正する。

別表まちづくり委員会委員の項を削り、同表就学指導委員会委員の項中「就学指導委員 会委員」を「就学支援委員会委員」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。